

保証人は危険がいっぱい 連帯保証・身元保証・裏書保証

弁 護 士 永 嶋 里 枝

問 1 : 保証とはどういうことか

答 : 保証人は、主たる債務者が債務を履行しない場合に、履行する責任を負う。

保証人になると、主たる債務者が何らかの理由で借金を返さない場合に、債権者から返済を要求されると、これに応じなければならない。

教訓 1 軽率に保証人になることは禁物

主たる債務者の「迷惑はかけない」という言葉をそのまま真に受けて、絶対に責任がかかってこないというような安易な気持ちで保証人になることは避けたい。

逆に、保証人でなければ、家族であっても支払う義務はない。

問 2 : 主たる債務者・保証人が倒産した場合に債権者はどのような措置をとればよいか

答 : 破産手続など法的な手続が取られた場合は債権届出

但し、同時廃止の場合は債権届出による回収は不可能

法的手続ではなく任意整理の場合は協議による。

教訓 2 主債務者・保証人が倒産・破産した場合は、基本的に債権を回収することは不可能

問 3 : 普通の保証と連帯保証では、どのような点で異なるか

答 : 普通の保証債務の場合は、債権者が主債務者に対し債務の履行を求めず、いきなり請求してきたら、まず主債務者に請求するよう抗弁できる。また、主債務者に弁済資力があり、執行もしやすいことを証明して、まず主債務者の財産から弁済を受けるよう抗弁できる。しかし、連帯保証人はできない。従って、連帯保証人の責任は第一次的である。

保証人が数人いる場合の責任は、主債務の金額を保証人の頭数で割った分だけであるが、連帯保証人が数人いても、各連帯保証人は全額を支払う責任がある。

教訓 3 連帯保証人になるときは、主債務者と同様に請求されることを覚悟すること
債権者から請求されたとき支払う覚悟がないのなら連帯保証人にはならないこと

連帯保証をした場合は、主債務者の返済状況をチェックしておくこと

問 4 : 父が死亡した場合、子どもは父の保証債務を相続しなければならないか

答 : 被相続人の死亡により相続が開始すると、相続人は積極財産(+の財産)だけではなく、消極財産(-の財産、つまり負債)も自動的に相続する。保証債務も同様。但し、保証債務は、当事者の信頼関係の上に成り立っている債務関係であり、相続人には苦痛となるので、判例は、相続人に予測のできない責任を生ずる可能性のある債務については、相続しないと言う。つまり、具体的な債務額の確定している(普通の)保証債務は相続されるが、基本的身元保証(身元保証に基づく具体的債務ではなく)、信用保証(責任限度額及び保証期間を定めずに連帯保証をした事案)等は相続されない。

相続人の資産を守るために、相続開始を知った時から3ヶ月以内に、単純承認、限定承認、相続放棄のいずれかを選択できる。

限定承認、相続放棄を選択した場合は、家庭裁判所に届出が必要

3ヶ月間に調査を尽くしたが、債務の存在を発見できなかったときは、発見後に相

続放棄の手续をとることができる。長期間の別居、被相続人の秘密主義などの場合は、3ヶ月後でも相続放棄可能。

教訓4 親が借金をしている可能性があり、なおかつ、ほとんど資産を残さず亡くなった場合は、速やかに相続放棄の手续をしておくこと

問5：保証人を立てさせる場合にはどのような点に注意をすればよいか

答：信用調査が必要

保証意思の確認が必要

保証人は主債務者に対する影響力の強い人であることが望ましい

配偶者や子を保証人とすることも、財産の分散・隠匿による被害を少なくし、主債務者が死亡した場合に限定承認をされることを防ぐ上で効果がある。

教訓5 家族の保証人になると、限定承認や相続放棄の恩恵はない。

問6：実印と印鑑証明を悪用され連帯保証人とされた場合はどうなるか

答：実印を預けた相手が、その実印を悪用して、代理人として連帯保証契約を締結した場合、債権者がその代理人が正当な代理権限を有していると信じたことには正当理由があると考えられるので、その保証契約は有効となる。但し、本人と代理人が夫婦、親子などの関係にあり、実印の入手が比較的容易な場合は、実印の所持だけでは正当な代理権限を有していると信じたことに正当理由があるとは認められない。また、債権者が金融機関の場合には、より高度な注意義務が課せられるので、代理人と名乗る人物が実印を持っていても、なお、代理権の有無について本人に確かめる義務を負う。

教訓6 実印の管理は厳重に。容易に実印を預けないこと。

問7：賃借人の保証人にはどのような責任が生ずるか

答：賃借人の保証人は、賃貸人が目的を達し、危険を回避しうるように、賃貸借契約から生じる重要な義務である賃料支払い義務や用法違反による損害賠償義務や終了時における目的物の返還義務などが負わされている。

賃料の増額については、基本的に予測の範囲内であるから責任を負う。

賃借人が賃料支払いを長期間怠っているのに、賃貸人が保証人に通知せず、また契約を解除しないで放置し、保証人が多額の滞納賃料債務の保証をさせられるおそれがある場合、保証契約の解除が認められることがある。

賃貸借契約が更新された場合、基本的に保証契約は更新する。

教訓7 賃借人の保証人になる場合は、賃借人と同様、賃貸借契約から派生する義務を負うことを覚悟する必要がある。

賃借人の保証人になったら、賃借人の賃料の支払状況をチェックすること。

問8：根保証人はどのような責任を負うか

答：銀行取引約定書に保証人として署名・捺印すると、主たる債務者と銀行との間の継続的な取引関係から生ずる一団の不特定の債務を保証する義務を負う。

銀行取引約定書とともに差し入れられる保証約定書に保証の極度額が定められている場合は、それ以上の責任を負うことはない。

主たる債務者と銀行との融資契約で融資限度が定められている場合は、これが同時に保証債務の極度額となる。

保証期間の定めがあるときは、期間満了後に発生した債務については責任を負わない。

主たる債務者と銀行との融資契約に取引期間の定めがあるときは、これが保証期間となる。

保証契約締結後相当の期間経過後には保証契約を解約できる。

保証期間の定めの有無に限らず、主債務者の資産状態が悪化したときには、保証契

約を解約できる。

教訓 8 主債務者が銀行に対して負う債務の増減変動や、主債務者の資産状態を知りうる立場にないときは、根保証は避けた方がいい。

根保証人であっても、責任は無限ではない

問 9 : 身元保証人はどのような責任を負うか

答 : 身元保証・・・被用者が故意または過失によって使用者に損害賠償債務を負担するに至った場合に、保証人においてそれを弁済することを約束するもの
身元引受・・・さらに広く、被用者が病気その他被用者の責任とは言えない事由によって、使用者に与えた損失まで埋め合わせることを約束するもの

身元保証法

被用者の故意・過失に基づく行為によって使用者がこうむった損害の賠償
期間の定めがない場合は身元保証契約成立の日から3年間 商工業見習者の保証は5年間 5年を超える契約無効

事情変更の場合の身元保証人への通知義務と身元保証人の解約権

身元保証人の責任の範囲は使用者の監督に過失があったか否かなど、諸般の事情を考慮して決める

教訓 9 身元保証人の責任も決して軽くないことを肝に銘じておくこと

身元保証人の責任も無制限ではない

問 10 : 手形保証の責任はどこまで及ぶか

答 : 手形保証・・・貸付先が銀行宛に振り出し、あるいは裏書きした手形に保証人として署名する場合と、裏書人として署名することにより保証する場合がある
この場合、手形保証人が、手形保証の際、手形振出人と銀行との間の金銭消費貸借の事実を知っていた場合には、手形保証人は、この消費貸借債務についても民事保証をしたものと推定される。

教訓 10 手形が振り出された事情を知って裏書きしたときは、振り出された原因債務についても保証をしたことになるので、責任が重くなる。

問 11 : 物上保証人はどのような責任を負うのか

答 : 他人の債務を担保するために自分の所有する財産を提供してその上に抵当権や質権を設定した人のことを物上保証人という。

保証人は、主たる債務者が債務を履行しないときは、自分でそれを履行しなければならない義務を負うが、物上保証人は、債務者が債務を履行しない場合でも、担保権が実行され、提供した特定の財産の所有権を失うことになるだけで、自らその債務を履行する責任は負わない。但し、担保に提供した物件の所有権を失わないためには、自ら弁済するしかない。

債権者の側からすれば、保証人には訴訟や強制執行ができるが、物上保証人には担保権を実行するしかない。

共通点は 弁済可 求償権 債権者に代位 債権者が主たる債務者に対して有していた債権及びその担保権を取得 主たる債務者の時効の援用は可、相殺は不可